

(注1)

### 紙器用板紙需給実績

(単位・トン)

品 種	生 産 高	出 荷 高	国 内 計	販 売		輸 出	
				販 売	自家用		
紙 器 用 板 紙	塗工マニラホ <sup>○</sup> ール	590,284	596,749	551,105	528,964	22,141	45,644
	未塗工マニラホ <sup>○</sup> ール	59,867	60,430	55,025	49,729	5,296	5,405
	マニラホ <sup>○</sup> ール計	650,153	657,179	606,130	578,693	27,437	51,049
	塗工白ホ <sup>○</sup> ール	1,034,027	1,031,196	969,092	889,986	79,106	62,104
	未塗工白ホ <sup>○</sup> ール	80,411	80,848	80,808	78,463	2,345	40
	白ホ <sup>○</sup> ール計	1,114,438	1,112,044	1,049,900	968,449	81,451	62,144
	白 板 紙 計	1,764,591	1,769,223	1,656,030	1,547,142	108,888	113,193
	黄紙・チップホ <sup>○</sup> ール	156,965	156,704	154,066	131,085	22,981	2,638
	色 板 紙	55,684	55,674	55,674	55,019	655	
	黄・チップ <sup>○</sup> ・色板紙計	212,649	212,378	209,740	186,104	23,636	2,638
	紙器用板紙計	1,977,240	1,981,601	1,865,770	1,733,246	132,524	115,831

資料・日本製紙連合会

(注2)

## 再商品化義務総量と実績量の推移

その他紙製容器包装

(単位・トン)

	再商品化義務総量	市町村からの引取量
平成12年度	62,040	11,243
平成13年度	111,600	21,685
平成14年度	123,690	24,687
平成15年度	65,320	30,652
平成16年度	72,680	

(1) 平成15年度再商品化義務総量の減少は、分別収集計画量から市町村独自処理量を除外したため少なくなっている。

(2) 平成16年度市町村からの引取量は、平成17年3月終了後発表される。

## 容り法の問題点と全びん連の提言

### びん商の立場から、容り法の問題点

#### 1. 国の3Rの政策との矛盾

容り法第四条で繰り返し使用することが可能な容器包装の使用に努めるとの記述はあるが、リユース容器へ誘導していく具体的な記述がない。国の求めている3Rの政策と矛盾がある。

#### 2. 容り法は容器全体のリサイクル法でない

- a. 飲料、食品容器の消費には家庭用、業務用があつて容り法は、家庭用消費を対象にした廃棄物処理の面からの法律で、日本の容器全体をどのようにするのかの法律でない。
- b. 容り法施行後、家庭用容器の処理の枠組みができたことで、業務用容器も含めて、ワンウェイ化が進み、リターナブル容器の減少につながる。

#### 3. 容り法では、リターナブル容器は自主回収が前提。

容り法は平成7年に成立、当時はまだリターナブル容器はスムーズに回っていた為、自主回収が前提となっている。

ワンウェイ容器と回収方法が異なるので、費用負担に不公平が生じている。

#### 4. リターナブル容器の新規参入のメリットがない。

- a. 自主回収の認定、回収率がおおむね80%と高く、リターナブル容器の新規参入のメリットになっていない。
- b. 容り法では、統一共通リターナブル容器使用に対する規定がなく、自主回収の認定において、その容器全体としての認定制度しかなく、個別のメーカーの認定制度になっていない。

#### 5. 自治体の分別回収にリターナブル容器の分別規定がない。

- a. リターナブル容器は、自主回収することが前提で、分別回収に出されたものは、ガラスは、3色のカレット化することで済まされている。
- b. 今日では、リターナブル容器も含め家庭用容器の受け皿が、自治体の分別回収になってきている。(容り法施行当時、自治体の分別回収についてリターナブル容器の分別を自治体に指導することになっていた。)

## 容リ法改正への提言

1. 国の3Rの政策に基づいた、リユース容器使用の明確な記述を、容リ法だけでなく、資源有効利用促進法等に盛り込み、それに基づくガイドラインで目標値を設定するなど、リターナブル容器の導入へ導く規定にしてもらいたい。
2. 容器については、家庭消費用の容器を対象とした廃棄物のリサイクル法としての容リ法だけでなく、業務用も含めた容器全体の3Rに適応した法律の制定が必要である。
3. 拡大生産者責任を明確にし、リターナブル容器も、ワンウェイ容器も平等な競争をする制度が必要である。
4. リターナブル容器、特に統一共通容器の新規参入を容易にする規定が必要である。
5. 家庭用容器の受け皿になっている分別回収において、リターナブル容器の分別の徹底の規定が必要である。